

## 令和5年度 監査指導の実施について

### 1 対象施設及び監査指導実施数

#### ① 児童福祉法に基づく施設監査

施設数	実施数
6	6

※本市が認可した私立小規模保育事業所を対象とした児童福祉法に基づく施設監査

#### ② 子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査

施設数	実施数
25	12

※本市が認可した私立小規模保育事業所及び兵庫県が認可し本市が確認した私立認可保育所、私立認定こども園等を対象とした子ども・子育て支援法に基づく確認監査

### 2 主な指摘事項

#### ① 運営関係

- ・ 芦屋市条例に定める必要な保育士数を配置すること。
- ・ 施設に給付される公定価格基本分単価に含まれる職員配置を行うこと。
- ・ 職員雇入れ時における労働条件通知書に法定記載事項を適切に記載すること。
- ・ 賃金台帳に法定記載事項を適切に記載すること。
- ・ 職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置を実施すること。
- ・ 重要事項説明書、利用契約書及び運営規程それぞれにおいて、職員体制、利用者負担金、園で実施している事業(体調不良児型病児保育事業、インクルーシブ教育・保育事業等)に係る記載を実態と整合させること。
- ・ 重要事項説明書に苦情解決に係る第三者委員の氏名及び連絡先の記載を行うこと。
- ・ 運営規程の記載内容について、重要事項説明書及び実態と整合するよう改定すること。
- ・ 運営規程の概要等の重要事項について、利用保護者が容易に確認できる場所への掲示等を行うこと。
- ・ 研修計画には、研修受講対象者、園内研修を含めた各研修の実施時期を記載し、全ての職員に周知すること。
- ・ 園内研修を適切に実施すること。
- ・ 園において、職員が受講した園外研修資料等の保管を適切に行うこと。

- ・研修計画は、職員の職務内容、経験等に応じて策定し、当該計画に基づき研修を実施することにより、職員の計画的な育成に努めること。
- ・園児が転園する際、転園先園に申し送り書類を送付する場合は、あらかじめ保護者から文書で同意を取得しておくこと。
- ・園は自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- ・園は第三者評価の受審等、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。
- ・地域との連携、交流に努めること。
- ・業務継続計画を策定すること。
- ・保育の提供記録について、芦屋市条例に定める期間以上保存すること。
- ・処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ及び処遇改善等加算Ⅲに係る賃金改善計画の具体的な内容について、全ての職員に周知すること。
- ・市に各種加算申請を行う場合は、当該加算に係る国通知を確認の上、各加算要件を充足すること。

## ② 保育関係

- ・こどもの人権擁護や虐待防止等に関する研修を実施すること。
- ・各保育士の自己評価結果を踏まえて保育内容の改善に努めること。
- ・保育内容を振り返り、指導計画を適切に評価するとともに評価後の課題設定を適切に行うこと。
  - ・安全計画を作成し、職員及び保護者に周知すること。
  - ・事故発生の防止や事故対応に関するマニュアルを作成の上、職員間で共有し、園内研修及び手順確認等を定期的実施すること。
  - ・ヒヤリハット報告書の作成や共有を適切に行うこと。
  - ・利用乳幼児の定期健康診断及び歯科検診を少なくとも年2回実施すること。

## ③ 給食関係

- ・利用乳幼児の給食について、平均給与栄養目標量に対する実施平均給与栄養量の割合(月間集計)が大きく乖離した栄養素があった。乖離した原因を確認の上、適切に対応すること。
- ・食育計画を作成し、計画実施後は振り返りを行うこと。

## ④ 会計関係

- ・法人経理規程に定める会計手続を適切に実施すること。

- ・ 法人経理規程に定める随意契約手続を適切に実施すること。
- ・ 自治体から私立保育所に給付される運営委託費には、国の通知により一定の使途範囲が定められており、当該通知に記載のある一部の例外を除き、当該保育所運営に係る人件費、管理費及び事業費に対して使用する必要がある。
- ・ 自治体から私立保育所に給付される運営委託費について、園は各支出内容について当該保育所の運営に必要かつ適切な支出であることを説明できるようにしておく必要があるとともに、必要かつ適切な支出であることを確認できる書類等を保存しておく必要がある。